

7月25日の大雨による状況について（第八報）

令和6年7月31日(水) 16:00時点

酒田市総務部危機管理課

連絡先：0234-26-5701

1 概況

(1) 降水量

○総降雨量（7/24 00:00 から 7/26 12:00 まで）

- ・酒田大沢 400.0mm
- ・酒田 304.0mm
- ・浜中 213.5mm
- ・飛島 88.0mm

○1時間降水量の期間最大値（7/24 00:00 から 7/26 12:00 まで）

観測地点	1時間降水量	起時	参考事項
酒田	86.0mm	7/25 9:34	S24.8.24の77.8mmを更新
酒田大沢	67.5mm	7/25 12:24	—
浜中	55.0mm	7/25 8:45	—

○3時間降水量の期間最大値（7/24 00:00 から 7/26 12:00 まで）

観測地点	3時間降水量	起時	参考事項
酒田	153.5mm	7/25 11:20	R2.9.4の146.5mmを更新
酒田大沢	130.0mm	7/25 12:30	—
浜中	110.0mm	7/25 10:50	—

○24時間降水量の期間最大値（7/24 00:00 から 7/26 12:00 まで）

観測地点	24時間降水量	起時	参考事項
酒田大沢	356.5mm	7/26 04:20	—
酒田	289.0mm	7/26 04:00	H23.8.18の179.5mmを更新

○主な観測地点における7/24（水）22:00から7/25（木）21:00までの降水量

観測地点	累加降水量	降雨開始時刻	最大時間雨量
酒田市市条	264mm	7/25 5:00	47mm(7/25(木) 09:00~10:00)
酒田市大蔵	240mm	7/25 5:00	50mm(7/25(木) 09:00~10:00)

(2) 気象警報等発表状況

区分	注意報	警報	特別警報	警報に切替	注意報切替	解除
大雨	7/24 19:47	7/25 08:15	7/25 12:55 7/25 23:40	7/25 20:10 7/26 05:50	7/26 21:32	7/27 20:16
洪水	7/25 06:07	7/25 8:41	—	—	7/26 21:32	7/27 01:22

(3) 土砂災害警戒情報

警戒対象地域	発表	解除
酒田市北部（八幡地域）	7/25 08:27	7/26 15:25
酒田市南部（酒田、平田、松山地域）	7/25 08:35	7/26 15:25
酒田市飛島（離島）	—	—

(4) 線状降水帯の発生情報

7月25日午後1時7分に、庄内地方から最上地方にかけて、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続けていると気象情報あり。

2 避難指示等の発令状況

- (1) 大雨により土砂災害警戒情報が発表されたため、7月25日午前8時29分に「八幡地域、松山地域、及び平田地域」に警戒レベル4【避難指示】を発令。
- (2) 酒田地域で浸水被害の危険が高まったため、午前11時12分に警戒レベル4【避難指示】を発令。これにより、酒田市全域に警戒レベル4【避難指示】の発令となった。
- (3) 午後1時5分に大雨特別警報（浸水害）が発表され、その後に荒瀬川の越水の情報があったため、午後2時5分に「八幡地域」に警戒レベル5【緊急安全確保】を発令。
- (4) 日向川の氾濫の情報があったため、午後7時5分に西荒瀬地区へ警戒レベル5【緊急安全確保】を発令。
- (5) 京田川が氾濫危険水位を超過。午後9時40分に「広野地区、広栄町、京田、錦町」へ注意喚起のため警戒レベル4【避難指示】を再発令。
- (6) 最上川が氾濫危険水位に達する可能性ありと情報。午後10時10分に「亀ヶ崎、港南、松原、十坂、宮野浦、新堀、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町」へ注意喚起のため警戒レベル4【避難指示】を再発令。
- (7) 相沢川（石名坂観測所）で氾濫危険水位を超過したことと、田沢川ダムの放流予定ありと情報あり。10時55分に「相沢川流域の各地区、田沢川流域の各地区」へ注意喚起のため警戒レベル4【避難指示】を再発令。
- (8) 最上川右岸の遊摺部付近で越水の可能性があるため、7月26日 午前2時10分に、次の地区に警戒レベル5【緊急安全確保】を発令。なお、想定される越水の時刻は最速で午前2時50分頃。対象は、「亀ヶ崎、港南、松原、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町地区」。
- (9) 袖浦川に越水の危険があるため、午前2時58分に、「錦町1～5丁目」へ警戒レベル5【緊急安全確保】を発令。
- (10) 市内に発表されていた土砂災害情報が7月26日午後3時25分に解除され、同日午後5時に市内の河川すべてが氾濫危険水位を下回ったことで、同日午後5時3分をもって、市内に発令していた警戒レベル5【緊急安全確保】、及び警戒レベル4【避難指示】を全て解除。

3 避難状況等

(1) 対象地区

①警戒レベル5【緊急安全確保】 → 7月26日午後5時3分に解除

- ・八幡地域の全域 1,888世帯 4,880人(男 2,336人 女 2,544人)
- ・西荒瀬地区 934世帯 2,347人(男 1,148人 女 1,199人)
- ・亀ヶ崎、港南、松原、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町地区
11,218世帯 16,283人(男 7,740人 女 8,543人)
- ・錦町1～5丁目 1,042世帯 2,361人(男 1,206人 女 1,155人)

②警戒レベル4【避難指示】 → 7月26日午後5時3分に解除

酒田地域、松山地域、及び平田地域(①警戒レベル5の地区を除く)

27,454世帯 68,788人(男 33,036人 女 35,752人)

※世帯数と人口は令和6年6月30日現在

(2) 避難所等の開設状況 6か所(令和6年7月31日(水) 13:00時点)

※西荒瀬コミセンを7/27 17:00に再開設

十坂コミセンを7/29 11:00に閉鎖

一條小学校を7/29 12:00に閉鎖

※現在開設している避難所 西荒瀬コミセン、一條コミセン、大沢コミセン、日向コミセン、松嶺コミセン、内郷コミセン

(3) 避難所等の最大開設数 63か所

※7/27 11:00に、十坂コミセンを新規で開設。7/25に袖浦川の越水により冠水した錦町住民の熱中症対策のため。

(4) 現在避難者数 104人(令和6年7月31日(水) 13:00時点)

※大沢コミセンは停電中。現在の避難者数は不明のため上段には含まない。

(5) 最大避難者数 1,752人(令和6年7月26日(金) 4:00時点)

(6) その他
・7/28 午後に、日本海病院のDMAT【災害派遣医療チーム】2班が、各避難所を巡回し避難所のアセスメントを実施。

4 被害状況(暫定版)

(1) 人的被害

- ・現時点で被害報告なし。
- ・大沢地区が孤立している情報あり。現在、自衛隊200名と消防職員10名が救助等の対応をしている。
- ・八幡地域で行方不明者 女性1名
現在、陸上自衛隊、警察、消防、消防団等で捜索中

(2) 住宅等被害 ○建物浸水情報 298(床上 70 床下 218 判別不明 10)

- ・個別に報告があった浸水情報 51(床上 30 床下 11 判別不明 10)
※個別に寄せられた情報の積み上げ
- ・西荒瀬地区の建物浸水状況 247(床上 40戸 床下 207戸)
※コミ振からの情報。上段は住居用のみ。その他、小屋等浸水多数

・袖浦川の越水により、錦町の浸水が 50 件ほどある様子（未確認）

・八幡地域（荒町）の市営アパート 12 棟が浸水

※床上か床下かは現在確認中。

・十坂コミセンの入口冠水

・その他、確認中

(3) 観光施設

・家族旅行村の水位計 落雷による機器の故障 1（施設運営に影響なし）

・ゆりんこの敷地で一部土砂崩れ

・その他、確認中

(4) 市道関係

○被災市道 61

<地域別の状況>

路線	被災件数	通行可	通行止め	片側交互通行
酒田地域	5	3	1	1
八幡地域	19	0	17	1
松山地域	6	3	3	0
平田地域	30	15	10	5
	61	21	33	7

※「通行可」は仮復旧を含む

<被災の状況>

原因	倒木・流木	土砂崩れ	道路陥没	法面・路肩崩壊	護岸崩壊	土砂堆積	落 橋
73	6	12	2	27	4	20	2

※同一路線で、複数の被災がある路線あり

○道路冠水 4 4 3

・その他、確認中

(5) 国・県道関係

○国道 3 4 4 号 道路陥没等の被害多数あり

・八幡保育園前交差点から、最上地方方面にかけ全面通行止め

・7/30 石田橋付近の迂回路が完成。ライフライン復旧のための車両等に限り通行可能（片側交互通行）

(6) 橋梁関係

○落橋 2

・市道日瀉線 小平沢橋（下青沢地内）

・市道村北鹿島線 谷地田橋（北俣・中野俣地内）

・その他、確認中

(7) 林道関係

・林道山楯線崩壊

・その他、確認中

(8) 農道関係

・南麓に向かう道路（1号線）の法面崩壊

・山谷農免農道の法面崩落（北俣地内） L=30m×H=10m

・鳥海南麓第5号幹線農道の法面崩落（北沢地内） L=100m×H=20m

・農道の法面崩落（泥沢地内） 約9mにわたり崩落

- ・農道の法面が洗堀し空洞化（大蕨地内） 2か所
- ・農道に倒木（大蕨地内） 山腹の山林が倒れて農道を全面に塞いでいる
- ・農道に倒木（大蕨地内） 山腹の山林が倒れて農道の一部を塞いでいる
- ・基幹農道二夕子線の法面崩落、道路路面陥没、土砂崩れ等（大蕨地内）
- ・農道の法面崩落（茗ヶ沢地内） 法面が崩落し、土砂で農道を塞いでいる
W=6m×H=4m
- ・過疎基幹農道線升田の法面崩落、道路路面陥没
- ・その他、確認中

(9) 河川関係

- ・荒瀬川が越水（2か所）
- ・日向川が溢水（1か所）
- ・袖浦川が越水（1か所）
- ・その他越水5か所（箇所は不明）

(10) ライフライン（上水道） ○八幡地域で断水発生（約1,011軒）

- ・大沢地区（大蕨、上青沢、北青沢、下青沢）、常禅寺地区、麓地区の一部 252軒
→ 仮復旧時期は未定。一部地区において上下水道部で給水対応開始
- ・観音寺地区（観音寺、山根、荒町、観音寺、小泉、大久保、塚淵、芹田、北仁田、橋本、福山、新出地区） 約759軒
→ 7/27 12:30時点で仮復旧済み。

○平田地域で断水発生（約67軒）

- ・田沢地区（小林、山元、西坂本地区） 56件
→ 7/27 13:00時点で仮復旧済み
- ・中野俣地区（円能寺） 11軒
→ 今週中に仮復旧の予定。上下水道部で給水対応中。

(下水道) ○八幡浄化センター（1階）が水没

7/26 朝より復旧に向け各種作業等を実施しているが、仮復旧時期を含め未定。

○松山浄化センター（1階）が水没

7/28 竹田地区の冠水に伴う排水作業状況を待って現地確認。復旧に向け各種作業等を実施しているが、仮復旧時期を含め未定。

(11) ライフライン（ガス・電気等） ・酒田、八幡、松山地域の広範囲で停電あり。

最大停電戸数は3,353戸（令和6年7月25日23時）

現在、酒田と松山地域は復旧。八幡は大蕨地区と北青沢地区を除き復旧済み。

現在の停電戸数は約230戸（7/31 13:50時点）

(12) 公園

- ・東ひらた桜公園法面崩落
- ・その他、確認中

- (13) 学校 ・ 7/24 午後より全校休校。被害状況は、現在確認中
- (14) 保育園 ・ 7 園休園、学童 1 箇所のみ開所。被害状況は、現在確認中
- (15) 福祉施設 ・ 市内子育て支援センター閉鎖（酒田、八幡、松山、平田）
 ・ 介護施設 浸水による機器の故障等 7、落雷による機器の故障 1
 ・ 被害状況は、現在確認中
- (16) 農業 ・ 生石地区で畑の段崩れ
 ・ 八幡地内で水田に冠水
 ・ その他、確認中
- (17) 山林 ・ 土砂災害警戒区域で地滑り発生 山楯地内 1 か所、楯山地内 1 か所、山元
 地内 3 か所、田沢新田地内 1 か所
 ・ 土砂災害警戒区域から土砂流出 山楯地内 1 か所
 ※住宅等への被害なし。県庄内総合支庁河川砂防課へ対応依頼済み
 ・ 土砂災害警戒区域急傾斜地の崩壊及び土石流 北俣地内 1 か所
 ・ 地滑り発生 西坂本地内 1 か所
 ・ その他、確認中
- (18) ため池 ・ ため池（道栄堤）堤体崩壊（土淵地内）
 ・ ため池（餅山堤 1）法面崩壊（下餅山地内）
 ・ その他、確認中
- (18) 飛島 ・ 県道に倒木（法木地区） 1 → 7/26 に撤去済み。
 ・ その他の被害は確認できず。
- (19) その他 ・ るんるんバス、デマンドタクシーの運転見合わせ（7/25 の午後）
 ・ 家の裏の庭に流木
 ・ 空港レンタカー駐車場（市営駐車場）の西面法面の崩れ
 ・ その他、確認中

5 市の対応

7/25（木）	08：00	第 1 警戒配備（危機管理課、土木課、及び各総合支所）
	08：29	警戒レベル 4 【避難指示】を発令（八幡地域、松山地域、及び平田地域）
	08：40	第 1 非常配備 災害対策本部設置
	09：30	災害対策本部会議（第 1 回）
	11：12	警戒レベル 4 【避難指示】を発令（酒田地域） ※対象を市内全域に拡大
	11：30	災害対策本部会議（第 2 回）
	14：05	警戒レベル 5 【緊急安全確保】を発令（八幡地域）
	15：33	陸上自衛隊への派遣要請（受理）の連絡あり
	16：45	災害対策本部会議（第 3 回）
	21：40	京田川の水位上昇による注意喚起のため警戒レベル 4 【避難指示】を再発令（広野地区、広栄町、京田、錦町）

	22 : 10	最上川の水位上昇による注意喚起のため警戒レベル4【避難指示】を再発令（亀ヶ崎、港南、松原、十坂、宮野浦、新堀、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町）
	22 : 55	相沢川の水位上昇及び田沢川ダムの放流による注意喚起のため警戒レベル4【避難指示】を再発令（相沢川流域の各地区、田沢川流域の各地区）
7/26（金）	02 : 10	警戒レベル5【緊急安全確保】を発令（亀ヶ崎、港南、松原、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町地区）
	02 : 58	警戒レベル5【緊急安全確保】を発令（錦町1～5丁目）
	05 : 00	災害対策本部会議（第4回）
	10 : 30	災害対策本部会議（第5回）
	16 : 00	災害対策本部会議（第6回）
	17 : 03	市内に発令していた、警戒レベル5【緊急安全確保】、及び警戒レベル4【避難指示】を全て解除
	19 : 30	災害対策本部会議（第7回）
7/27（土）	09 : 00	行方不明者（八幡地域）の対応開始
7/28（日）	08 : 00	災害対策本部会議（第8回）
7/29（月）	08 : 30	災害対策本部会議（第9回）
	17 : 00	災害対策本部会議（第10回）
7/30（火）	10 : 00	全議員勉強会
	17 : 00	災害対策本部会議（第11回）
<u>7/31（水）</u>	<u>17 : 00</u>	<u>災害対策本部会議（第12回）</u>

6 市の支援

（1）大雨災害に関する相談窓口の設置

<u>①総合窓口</u>	<u>まちづくり推進課</u>	<u>市役所2階</u>	<u>TEL : 26-5771</u>
<u>※②～⑥以外</u>			
<u>②罹災証明申請</u>	<u>市民課</u>	<u>市役所1階</u>	<u>TEL : 26-5723</u>
<u>③ごみの処分</u>	<u>環境衛生課</u>	<u>広栄町三丁目133</u>	<u>TEL : 31-0933</u>
<u>④市公営住宅</u>	<u>建築課</u>	<u>市役所5階</u>	<u>TEL : 26-5747</u>
<u>⑤支援物資・寄付の受入</u>	<u>地域福祉課</u>	<u>市役所1階</u>	<u>TEL : 26-5730</u>
<u>⑥災害ボランティア</u>	<u>災害ボランティアセンター</u>	<u>ひらたタウンセンター（飛島字契約場35）</u>	
		<u>参加者用</u>	<u>TEL : 080-6879-9492</u>
		<u>被災者用</u>	<u>TEL : 080-6879-9490</u>

(2) 災害ごみの仮置き場の設置

- ・開設期間 令和6年7月28日(日) 13:00~16:00
令和6年7月29日(月)以降 9:30~16:00
- ・設置場所 ①酒田地域
 - ・酒田市広栄町3丁目133番地(広栄町資源ステーション北側)
 - ・酒田市宮海字新林400番地(旧酒田工業高校跡地)②八幡地域
 - ・酒田市市条字村ノ前25番地の3(一條コミュニティセンター敷地内)③松山地域
 - ・酒田市相沢字道北92番地(ニュートラック松山第四駐車場)

※7/29 11:00に開設

(3) 罹災証明書

洪水、崖崩れ、地震、津波、地滑りなどの自然現象で、被害を受けた方が保険金の支払いや公的な支援を受けたりするときに必要な証明書。申請受付後、市の職員等が被害状況の調査を行い、被害の程度により全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の4段階で診断を行い、証明書を発行します。

- ・受付開始 令和6年7月29日(月) 13:00から
- ・受付場所 ①酒田市役所市民課
②八幡総合支所市民係
③松山総合支所市民係
④平田総合支所市民係
- ・被害対象 住家
- ・申請期限 被災日から1か月以内

※住家以外の、物置や店舗などの非住家の場合や、被災日から1か月を超えた場合は、「罹災届出証明書」を発行します。「罹災届出証明書」は、被害を受けた事実を市に届け出たことの証明で、被害の原因・程度を証明するものではありません。

※7/30 10:00から、市税務課で被害認定調査を開始しています。

(4) 災害ボランティアセンターの設置

- ・名称 酒田市災害ボランティアセンター(社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会)
- ・設置日 令和6年7月27日(土)
- ・活動開始日 令和6年7月30日(火)
- ・内容 ①個人宅や避難場所等における被災者の状況調査・被災者ニーズの把握(7/27~)
②ボランティアが支援を行う被災者ニーズを判断し関係機関などへの情報の提供
③各種広報媒体等によるボランティア活動希望者への情報発信

④災害ボランティア活動を支援する物資の確保

(5) 風呂の提供

大雨災害で被災された方を対象に、八森温泉ゆりんこ・アイアイひらたの入浴料を無料として入浴支援します。

- ・期 間 令和6年7月29日（月）から当面の期間
- ・利用時間 八森温泉ゆりんこ 午前11時～午後8時（毎週火・金休、7月30日除く）
アイアイひらた 午前8時30分～午後8時30分（第1・3木曜休）
- ・利用方法 フロントで必要書類を記入

(6) 市税及び国民健康保険税に関すること

風水害などで被害を受けた場合は、法人市民税の申告等期限の延長や、被害の程度により市税及び国民健康保険税を減免する制度があります。受け付けは市税務課です。

①災害による法人市民税の申告等の期限延長

災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）または納付もしくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができない場合に、申告等の期限延長（災害がやんだ日から2か月以内）の指定を受けることができます。

②市税及び国民健康保険税の災害による減免制度

火災や風水害、震災などで被害を受けた場合、その被害の程度に応じて市税及び国民健康保険税を減免する制度が設けられています。

③市税及び国民健康保険税の猶予制度

納税者又は特別徴収義務者が、市税及び国民健康保険税を納期限までに納められない特別な事情がある場合は、その具体的な事情に応じて、申請により徴収を緩和する徴収猶予と換価の猶予の制度があります。

この猶予制度は、本来の納期によらず、最長1年以内で納付できるように納税計画を作成のうえ納税いただく制度です。

(7) 市営住宅等の提供

今回の大雨による災害で、住宅の使用が困難になった方へ、一時的な市営住宅等を提供します。入居希望の住宅が、ほかの希望者と重なった場合は抽選会を実施します。

- ・提供住宅 入居可能な市営住宅
- ・入居期間 入居後1年間以内（最長2年間）
- ・家賃等 免除（住宅使用料、駐車場使用料、及び敷金）
※光熱水費や共益費などの費用は入居者負担
- ・要件 ①被災した自己所有の住宅以外に、他に居住できる住宅がないこと
②被災状況が全壊相当、大規模・中規模半壊相当であること
③罹災証明書を有する、または後日提出できること
- ・申込期間 令和6年7月31日（水）～8月5日（月）

・入居説明会（抽選会）

令和6年8月6日（火）10：00 市役所7階 703会議室

（8）土砂回収について

大雨被害による土砂について、市で道路付近まで土砂の回収に伺います。

また、残土置場も準備しましたので、土砂等を直接、残土置場に搬入する場合は、土砂、流木、岩石等に分けて搬入してください。

・対象地区 西荒瀬地区、八幡地域、松山地域、平田地域で被災された地区

※八幡地域のうち、大沢地区と青沢地区は後日ご案内します

・回収時間 令和6年8月1日（木）以降の平日 8：30～17：15

※八幡地域は、令和6年8月2日（金）から開始

・回収方法 道路に搬出された土砂を、市の委託業者が回収します。宅地内の土砂を道路付近まで搬出してください。

・自力で搬出できない自然物（流木、岩石など）は、市で順次回収します。
土木課路政係（TEL：26-5741）へ連絡してください。

・残土置場

- ・西荒瀬地区 酒田市宮海字明治 67 番地（旧北テニスコート）

- ・八幡地域 酒田市市条字八森 924 番地（八森サッカー場）

- ・松山地域 酒田市山寺字見初沢 64 番地（多目的運動広場）

- ・平田地域 酒田市山谷字西沢入 46 番地の 19（平田B＆G）

※ 加筆修正した部分に下線あり